**ライセンス及び使用許諾書**

*This software is released under the MIT License.*

*（このソフトウェアは、MITライセンスのもとで公開されている。）*

* **定義**
* **本ソフトウエアとは、ツールならびにその関連資料を含む、ライセンス保持者が製造するソフトウエアを意味します。**
  + **ライセンス名：** “JASA・名古屋大学ライセンス”
  + **著作権表示：** “Copyright (c)2019 JASA・名古屋大学”
* **ライセンス許諾：** “**本ソフトウェアおよび関連文書ファイル（以下「ソフトウェア」）のコピーを入手する全ての人に対し、それらに関する無償のライセンスを、ここにおいて許諾します。（Permission is hereby granted, free of charge, to any person obtaining a copy of this software and associated documentation files (the “Software”),）**”
  + **許諾範囲：** “**ソフトウェアの扱いは無制限で、コピーの使用、複製、変更、統合、公開、配布、サブライセンス、および／または複製物を販売する権利が含まれますが、これに限定されません。また、ソフトウェアが提供された相手に対しても同様の権利を許諾します。（to deal in the Software without restriction, including without limitation the rights to use, copy, modify, merge, publish, distribute, sublicense, and/or sell copies of the Software, and to permit persons to whom the Software is furnished to do so,）**”
  + **条件：** “ただし、以下を条件とします”
* 使用（use）は、[米国特許法271章（a）](https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2015-title35/pdf/USCODE-2015-title35-partIII-chap28-sec271.pdf)、許可なしの活動に対して特許権者がどのように訴えることができるかという特許法のリストに掲載。
* 複製（copy）は、[米国著作権法106章（a）](https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2015-title35/pdf/USCODE-2015-title35-partIII-chap28-sec271.pdf)、許可なしの活動に対して著作権者がどのように訴えることができるかという著作権法のリストに掲載。
* 変更(modify）は、米国著作権法、米国特許法のいずれにも非掲載。著作権法の下での”派生物を準備（prepare derivative works）”するという意味が恐らく近いと思いますが、改善あるいは派生的な発明についての含意もあるかもしれません。
* 統合(merge）は、米国著作権法、米国特許法のいずれにも非掲載。”混同（Merger）”は著作権では特定の意味を有していますが、それはこの文脈で意図されるものではありません。裁判所では”統合”を、恐らく”コードをマージする”のような産業界の意味に従って解釈すると思われます。
* 公開（publish）は、米国著作権法、米国特許法のいずれにも非掲載。公開されるのは「ソフトウェア」なので、恐らく[米国著作権法](https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2015-title35/pdf/USCODE-2015-title35-partIII-chap28-sec271.pdf)における”配布（distribute）”が最も近いと思います。米国著作権法では、”公的に（publicly）”パフォーマンスをし、作品を展示する権利についてもカバーしていますが、それらの権利については演劇や録音音楽、映画など、特定の著作物にしか該当しません。
* 配布（distribute）は、[米国著作権法](https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2015-title35/pdf/USCODE-2015-title35-partIII-chap28-sec271.pdf)に掲載。
* サブライセンス（sublicense）は、米国知的財産法の一般的な用語。サブライセンス権とは、ある人が許諾された権利の全部または一部を、他の人にライセンス許諾する権利のことです。MITライセンスのサブライセンス権はオープンソースライセンス界でも比較的珍しく、その規範はHeather Meekerが”direct licensing（直接的ライセンス許諾）”と称したアプローチで、ソフトウェアとそのライセンス条項を持つ全ての人が、所有権を持つオーナーから直接的ライセンスを得るというものです。MITライセンスの下でサブライセンスを取得する人は往々にして、ライセンスのコピーを入手することで、最終的には直接的ライセンスを持つことになります。
* 複製物を販売（sell copies of）は、複合語。[米国特許法](https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2015-title35/pdf/USCODE-2015-title35-partIII-chap28-sec271.pdf)における”販売の申し出（offer to sell）”および”販売（sell）”に近いですが、”複製物（copies）”という言葉は著作権の概念に触れています。著作権の側から見ると”配布（distribute）”が近そうですが、[米国著作権法](https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2015-title35/pdf/USCODE-2015-title35-partIII-chap28-sec271.pdf)には、販売についての記載はありません。
* ソフトウェアを提供された相手に対しても同様の権利を許諾（permit persons to whom the Software is furnished to do so）は、”サブライセンス（sublicense）”の冗長表現に見えます。複製物を取得した人が直接的ライセンスを得ることに関して、この表現は不必要でしょう。
  + **帰属ならびに公示：上記の著作権表示および本許諾表示は、ソフトウェアの全てまたは主要な部分に記載されるものとします。 （The above copyright notice and this permission notice shall be included in all copies or substantial portions of the Software.）**
  + **保証責任の排除：本ソフトウェアは「現状のままで」で提供され、明示的/暗黙的かどうかに拘らずあらゆる保証はないものとします。ここでの保証とは、市販性、特定用途への適合性、権利の侵害がないことなどを含みますが、これらに限定されません。 （The Software is provided “as is”, without warranty of any kind, express or implied, including but not limited to the warranties of merchantability, fitness for a particular purpose and　non-infringement.）**
  + **賠償責任の制限：作者または著作権者は、契約行為、不法行為、またはそれ以外であろうと、ソフトウェアに起因または関連し、あるいはソフトウェアの使用またはその他の扱いによって生じる一切の請求、損害、その他の義務について何らの責任も負わないものとします。 （In no event shall the authors or copyright holders be liable for any claim, damages or other liability, whether in an action of contract, tort or otherwise, arising from, out of or in connection with the Software or the use or other dealings in the Software.）**
  + 上記記載のない部分に関しては、別途著作者と協議する